

# 口繪圖版解説

## 口繪圖版 一

史記零本第九十七酈生陸賈列傳第三十七 (漢) 司馬遷撰 (劉宋) 裴駟集解 元刻本

一册 外寸「二七×一六・二糶」

### 書誌事項

1 本文巻首題署

「酈生陸賈列傳第三十七」／「史記九十七」

2 巻尾題署

「酈生陸賈傳第三十七／史記九十七」

3 版式

「左右雙邊」「有界」「一〇行二二字(注文小字雙行)」「上下線黒口」「雙魚尾」版心題「史記」内匡郭「一八・四×一二糶」

上象鼻に刻字数あり。白文朱句點・朱引あり。本文一一丁(第六丁目闕)

史記は前漢の太史令であった司馬遷(前一四五―一八六?)が征和二年(前九一)に紀伝体で著わした歴史書で、全百三十巻が本紀、表、書、世家、列伝に分かれる。紀伝体とは、人物の事績を中心に歴史的記述を行う方法であり、以降の正史の体裁の典型となり、史記はその代表である。それに対して年代ごとに記述を行う方法を編年体という。別に『太史公記』『太史記』なども称される。列伝には黄帝より漢代までの忠臣、孝子、酷吏、遊俠などの歴史的人物伝を収める。本巻は漢の儒者酈生と、漢の高祖の弁士陸賈についての伝を記している。

書物は、薄紫地の錦の中国製の帙に収められ、帙題簽には「宋版 史記零本 壹册」と記されてある。改装表紙は納戸色平織の絹を用いし題簽はない。裏打ちを加え金鑲玉装に仕立ててある。前表紙に続けて遊紙二丁あり。二丁目の表に「史記列傳第三十七酈生陸賈傳十

一／葉ニシテ卷末ノ藏書印ハ有名ナル山東ノ／藏書家楊氏ノ藏書印ナリ藏書ハ滿ノ鐵カ數萬圓ヲ投シテ購入シ之ヲ大連圖書館ニ／収メタリ」と識語がある。印記は「宋存書室」「東郡楊氏鑑藏金石書畫印」の二印がある。

帙題簽によれば、宋版ということになるが、『正史宋元版の研究』の著者、元慶応大学尾崎康教授によれば、かなり伝本の多い元版とのことである。同書に掲載の元至元二五年刊の書陵部藏本に字体、版式などが一致する。館藏本とは印記が異なるが、元至元二五年安福彭寅崇道精舎刊刻に永享十二年東福寺で加點されたものの早い時期での分れと考えられる。

当館に収蔵の経緯は、識語と印記によってかなり判明する。滿鉄は中国思想の基礎的な研究のためとして、大正末より昭和初期にかけ、古刊漢籍を収集し、大連図書館に収蔵した。山東聊城の著名な藏書家として知られる楊以增（一七八七―一八五六）の藏書が購入されたのもこの時期であろう。昭和十一年の滿鉄の職制改組の際に、何らかの理由で滿鉄から放出され、昭和十二年の特別購入費により古書店経由で、中央大学図書館に受入れられたと考えられる。

（太田澄子）

## 口繪圖版 二

西山先生眞文忠公讀書記殘一卷存卷甲集第一 （宋）眞德秀撰 明前期刻本

一册 外寸「三二・二×二〇・二糎」

### 書誌事項

- 1 目録題署  
「西山眞文忠公讀書記目錄 甲集」
- 2 「甲記綱目」
- 3 本文卷首題署  
「西山先生眞文忠公讀書記 甲集 一」
- 4 版式

「左右雙邊」「有界」「九行十六字（注文小字雙行）」「白口」「雙魚尾」「内匡郭」「二一・五×一四・九糎」「白文」版心題「讀書記  
甲 一」原紙の大きさ、二一八・三×二一〇・二糎。

眞徳秀は南宋の淳熙五年（一一七八）浦城（現福建省）に生まれた。字は景元、また希元、景希という説もあり。号は西山、西山先生と称される。慶元五年（一一九九）進士ついで博学宏詞科に及第し、太学正となる。

師は同郷儒者の詹體仁（元善）であるが、『宋元學案』巻八一「西山眞氏學案」の巻頭には、「西山之望直繼晦翁……朱學最尊信……」と見えるように最も朱熹を尊崇していたが、当時（寧宗）の宰相史彌遠に抗し罷免された。世は韓侂胄による偽学の禁で、朱熹・二程（程顥・程頤）の学が禁じられていたが、眞徳秀は野に下つても節を曲げず、程朱の学の再興に尽力した。

その学は涵養を先とし、究理を後にし、用敬を第一の工夫とした。思想に創見がなく、朱熹・二程の学を墨守するのみという説もあるが、朱子学に比べて致知よりも誠意を、究理よりも存養を協調し、用敬を第一工夫とすることなどができ、「理」に関しても独自の見解が示されている。程朱が排斥した老子と仏教の説にも寛容で、積極的に長所を取り入れようとする姿勢がみられる。

史彌遠の没後、戸部尚書となり、翰林学士・参知政事を歴任。その間の奏疏は数十万言に及び、時世の要を得て、朝廷を震撼させたという。理宗の即位とともに召されて中書舎人、さらに礼部侍郎の要職につき、瑞平二年（一二三五）五十八歳で没す。諡は文忠。後、明の正統（一四三六―一四四九）中、孔廟に從祀され、成化三年（一四六七）浦城伯を追封せられた。

『大學』の究明に心血を注ぎ、『大學衍義』を著わして、朱熹の全体大用思想を発揚した。著書は他に『四書集編』二六卷、『心經』一卷、『政經』一卷、『三禮考』一卷、『西山文集』五五卷などがある。

本書は叙を欠くが、乾隆八年（一七四三）重刻本にある原叙によれば、もとは、甲乙丙丁の四集六一巻に分れており、甲集三七巻のみ残り、当館存巻は第一巻のみである。本体は改装あり、表紙は包背装。帙題籤には「宋版 西山眞文忠公讀書記零本 甲集 壹冊」と墨筆でかかれてあるが、明初刻本である。見返しに続く後補の遊紙二枚目表に「本書ハ上海商務印書館刊行ノ四部叢刊中ニ収メラレタルバソレニヨリ全貌ヲ見ルヲ得ベシノ巻頭ノ三印ハ乾隆帝ノ藏書印ニシテ本書カ舊清室秘庫ノ物ナリシコトヲ證セリ」との識語がある。中国製とおぼしき紺布四方帙入りのため、購入時既に一冊のみであったと思われる。続く原装の遊紙裏に、縦に「五福五代堂古稀天子寶」「八徵耄念ノ之寶」「太上ノ皇帝ノ之寶」（全て角朱印、陽刻）とある。目録巻頭にも印記があり「習□□ノ氏家藏」「未子詹印」

「天祿／繼鑑」「乾隆／御覽／之寶」の三印。目録には、第一卷天命之性から第三七卷鬼神までの巻数と内容が記されている。なお重刻本は同内容で四十巻に分れる。四丁目魚尾下に延祐五年刊□（一三一七）とあり元版の存在を窺わせる。目録と「甲記綱目」は重刻本とは順序が逆で、改装の際に入替ったものであろうか。

本文は經書の一節の問いに対して、答を二行割で、朱子曰、程氏曰、按朱子此語、などのように朱子、程氏、又は門弟などの言葉を記している。「讀書記」の書とは經書を指し、『朱子語類』中の「讀書法」にある朱子の讀書に関する思想が背景にあると思われる。

本学で購入の経緯は、改装の方法が同じことや、識語の筆跡が同一人と判断できるため、『史記零本』と同種の購入方法で入手したものであろう。また乾隆帝の印記や識語の内容により、原所蔵は文溯閣の可能性が考えられる。

（太田澄子）

### 口繪圖版 三

五倫書六十二卷 （明）宣宗朱瞻基撰 明萬曆中刻本 經廠本

三十六册 外寸「三五・八×二二・五糎」

### 書誌事項

#### 1 序

「御製五倫書序 正統十二年五月初二日」（四周雙邊。有界。七行一五字。三丁）

#### 2 目錄題署

「五倫書目錄」

#### 3 本文卷首題署

「五倫書卷之一」

#### 4 版式

「四周雙邊」「有界」「九行一八字（注文小字雙行）」「上下中黑口」「雙魚尾」 内匡郭「二九・五×一八・三糎」「白文句點本」

明の第五代皇帝、宣宗朱瞻基（在位一四二五—一四三四）の勅撰にかかる。諡は章帝、年号により宣德帝、宣宗は廟号である。

五倫とは人の常によるべき五つの道のことである。五倫の語は『孟子』の「教以人倫」（滕文公上）の語に由来するものと考えられる。我国ではこれを書名にしたものがあり、熊沢蕃山の『五倫書』、室鳩巢『五倫名義』などがある。本書の構成は、卷一は「五倫總論」、卷二—二十三は「君道」、卷二十四—五十三は「臣道」、卷五十四—五十五は「父道」、卷五十六—五十八は「子道」、卷五十九は「夫婦」の道、卷六十は「兄弟」の道、卷六十一、二は「朋友」の道のあり方を記している。

序によると宣宗の五倫書撰定の意図は、儒教の五倫の思想を利用して国内統治を行うことにあった。旧くは堯舜の治世を例とし、洪武永楽の二帝の治世に、対外政策と内政の充実に儒教の教えに基き国を安定させた例による。宣宗の当時、明は度重なる外征遠征により領土の拡大をみ、勢力権威の発揚をみ、国内は安定していた。宣宗は対外より内政に重点をおく政策とした。序の年号は英宗（正統・天順帝）の正統十二年（一四四七）と帰される。

本文は全篇を嘉言と善行に分け、経書の易、詩、の様項目を挙げ、該当する文章を集めてある。

序以外に刊記にかかわる記載は見当たらない。書目では正統十二年版の後、正徳元年（一五〇六）に建陽書林鄭氏宗文書堂重刊本があるが、本書はさらに時代が下って萬曆年中（一五七三—一六一五）の重刊本と推定される。力強い大字は経廠本の特徴を示す。経廠本とは明の司礼監に経廠庫があり、其処で刻した書物をいう。

印記は「一天淵海」「許燉収藏」「溫陵廣氏藏書」「廣運之寶」。蓬左文庫に同版で「廣運之寶」の印記と有するものがある。村上貞吉の遺贈した村上文庫にはこの他にも中国法制史に関する書物が多い。

（太田澄子）

#### 口繪圖版 四

補註洗冤錄集證六卷 （清）王又槐撰 （清）李觀瀾補輯 （清）阮其春補註 （清）張錫蕃重訂 清光緒八年（一八八二）京都文寶堂重校刻本

六册 外寸「二四・八糎×一五・五糎」

## 書誌事項

- 1 封面題署 「光緒壬午夏月重校刊／補註洗冤錄集證」／萍鄉文晟謹題／京都文寶洞藏板
- 2 序 阮序 「嘉慶十二年歲次丁卯三月十二日會稽阮其新錄於浙江撫署之誠本堂」(一〇行一八字二丁)  
王序 「嘉慶元年歲次丙辰仲春武林王又槐書於庭經書屋」(二〇行一八字一丁)  
李序 「嘉慶元年歲次丙辰中元望後八日山陰李觀瀾虛舟序」(二〇行一八字二丁)  
阮序 「道光壬辰春三月上澣會稽阮其新春畚氏書於泗城官閣」(二〇行一八字二丁)
- 3 本文卷首  
「重刊補註洗冤錄集證卷一／武林王又槐蔭庭氏增輯／山陰李觀瀾虛舟氏補輯／爰山孫光烈臨川氏參閱／會稽阮其新春畚氏補註／武林王又槐鳳偕氏校訂／元和張錫蕃鶴生氏重訂加丹」
- 4 版式  
「左右雙邊」「無界」「一〇行一八字(注文小字雙行)」「白口」「單魚尾」内匡郭「二四・五×二二・一糶」  
「白文圈點句點本」「頭注四色套印(赤、青、黄、緑)」

中国においては、古くから、刑罰、とりわけ人命に関わる刑の吟味には慎重を期したのであるが、その様な状況から検屍に関する知識や技術も蓄積されていた。宋代には既に『洗冤錄』(『洗冤集錄』)が成立した。検屍指南書とでも言うべきものである。

凶版にあげる事例は、清朝において成立したもので『補註洗冤錄集證』という。これは『洗冤錄』の注釈書であるが、清朝における洗冤録は、王朝の律例館にて編纂された『律例館校正洗冤録』(中央大学図書館所蔵)であり、これを中心に多くの検屍事例や他書からの情報を盛り込んだのが本注釈書といえよう。律例館とは、清朝における律令及び各種法令の編纂を司る役所であり、三年から五年おきにその再検討を手がけるとともに、関連する付帯項目の編纂や刊行も手がけた。以後、多数の注釈書が出版され、それは民国時代に至っても法官や検験員の参考書となっていたという。

本書は、清朝においては地方官やその属僚である官吏たちが、検屍に臨む際の重要な参考書として認知されていたようである。地方官の実務に関わる参考書であれば地方の官衙に常備されていた可能性もあるが、『律例館校正洗冤録』とそれを底本に各種注釈や情報が付

加された注釈書が流布し、様々な形で現場の担当官のもとに置かれていたものと思われる。ゆえに本書は必ずしも稀覯本であったというのではなく、むしろ、実務担当者にとってはよく知られたものであったといえよう。しかし、かかる実用書の注の部分に四色套印を施す様な事例は他の書物にはあまり見られず、また、後に刊行された、同種の注釈書には施されていない。印刷の面から見ても興味深い事例である。中央大学図書館には、他に『洗冤録』の注釈書は四種存在し、いずれも版が異なることから、法制史研究のみならず、書誌学研究の資料としても併せて検討したいものである。

(山口 洋)

## 口繪圖版 五

開元釋教目錄殘一卷存卷第十一別錄之一

(唐) 釋智昇撰

〔元〕 杭州在域大街衆安橋北家經坊重印本

一册 外寸「三〇・三×一・三糶」

### 書誌事項

#### 1 題簽題署

「開元釋教目錄第十一」

#### 2 前見返

二佛坐像四佛弟子像 (二折)

#### 3 本文卷首題署

「開元釋教目錄卷第十一別錄之一 昇一／庚午歲西崇福寺沙門 智昇撰」

#### 4 版式

「上下單邊」「無界」「六行七字(注文小字雙行)」「内匡郭「二三・九×一一・二糶」」「白文一〇〇折」蓮牌木記中の刊記等削除」  
匡郭外

木記「杭州在域大街衆安橋北家經坊印行」

## 5 後見返

## 一 佛立像 (半折)

『開元釋教錄』、または略して『開元錄』ともいう一切経目録。釈教とは仏の教え、仏教のことをいう。後漢明帝永平十丁卯年(六七)より、唐玄宗開元十八庚午年(七三〇)に至る、凡そ六百六十四年間に中国に伝来翻訳された「大小乗律論」、「三藏賢聖集傳」、及び失訳欠本等を収める。全編を総録と別録の二部に分け、総録の「總括群經錄」十巻には、後漢以後開元十八年に至るまでの年次を追って、訳経の標目(經典名)、巻数、年月、別名及び訳者、同本異訳、その有無等を記録し、また訳者百七十六人の伝記を掲載する。総計は二千二百七十八部七千四十六巻。

別録は「別分乘藏錄」十巻、初の八巻は訳本の有無等を分類したもので、「有譯有本錄」「有譯無本錄」「支派別行錄」「刪略繁重錄」「補闕拾遺錄」「疑惑再詳錄」「偽妄亂真錄」の七門に分類する。後の二巻は大藏經に編入した入藏錄で、総計千七十六部五千四十八巻である。記述は概ね正確で、經典目録としては最も整備されたものとして、宋代より後世の経録の規範となった。

著者の智昇の生地、生没年は不詳とするものが多いが、總章元(開元二十八(六六八―七四〇))とするものもある。中国律宗南山宗の僧で、若年より大小両乗を学び、特に律宗に通じた。聶道真より道宣に至るまでの諸種の經典目録の不備を補訂しようとして、開元十八年(七三〇)、長安の西崇福寺東塔院において『開元釋教錄』二十巻を完成した。その他の著作としては、『開元釋教錄略出』五巻、『續古今譯教圖紀』一巻、『續集古今佛道論衡』一巻、『續集古今佛道論衡』一巻、『集諸經禮懺儀』二巻などが現存する。南山道宣の学問の後継者として任じていたようである。『開元釋教錄略出』四巻は、本録所載の入藏錄を別出し、千字文を用いてこれを序列したものである。目録は大部なものであるが、当館存巻は別録の第一巻のみである。

本体は前後に紙表紙を付けた折本仕立てで、一部裏打ちがある。蓮牌木記の中の刊記は削除され原刻は不明であるが、郭外左脇刊記によると元代重印本である。前見返の二仏の一仏は釈迦如来像、後見返しの像は毘沙門天像と思われる。帙は後補、帙題簽には『宋版開元釋教目錄零本 壹冊』とあるが、字体様式などから尾崎教授は、前掲の『史記零本』と同じく、元版とされている。昭和十二年の受入印より、『史記零本』と同じ収蔵経緯を辿ったと推測される。



口繪圖版 六

審理録三十二卷 (朝鮮) 洪仁浩編 (朝鮮) 洪義浩修 朝鮮鈔本

五册 外寸「三二・三糎×一九・六糎」

書誌事項

1 題簽題署

「御製／審理録」

2 目錄題署

「弘齋全書卷／審理録」(四丁)

3 本文卷首題署

「弘齋全書卷／審理録／丙申」

4 版式

「四周雙邊」「有界」「一〇行二〇字(注文小字雙行)」「白口」「白單魚尾」内匡郭「二〇・四×一三・一糎」「白文」

『審理録』は一八世紀後半、正祖時代に殺人などの重罪人に関する審理および刑罰の決定過程を集めた判例集である。正祖即位の一七七六年から二三年(一七九九)までに処理された一千百余件の事件判例を集め分類整理し、それ以降の類似事件の処理の参考とすることとした。

一七九九年に洪仁浩と弟の義浩が中心となり編修し、さらに義浩が統修を命じられて、純祖元年(一八〇一)に完成をみた。

一八世紀末におけるソウルと各地方の犯罪事件に反映された、当時の社会像の変化を理解することのできる貴重な資料である。

編者の洪仁浩(英祖二九―正祖二三)字は元伯。弟の洪義浩(英祖三四―純祖二六)字は養仲、澹寧と号する。豊山洪氏、判敦寧府事

秀輔の子。義浩は正祖八年（一七八四）抄啓文臣に選ばれ、純祖にも重用され、漢城府判尹、大司諫などを歴任し、正二品にのぼり、官義政府参贊礼工曹判書になった。性格は寛厚だが西洋の邪教問題により純祖一七（一八一七）官を退き、読書詩作を楽しみとし復命にも沿わなかったが、二四年（一八二四）秋礼曹判書を拝した。二五年病を得て致仕し翌年卒した。年六十九。詩に卓抜した才能を持ち『青邱詩誌』を著している。

国内の書目では伝本を知ることができなかったが、『奎章閣圖書韓國本綜合目録』、『奎章閣圖書韓國本綜合解題』中の四本によって、成立の順序を推測して、中央大学の本がどの系統にあたるかを考えてみよう。

① 正祖二三年（一七九九）に左承旨であった洪仁浩とその弟の洪義浩が中心となって編修した、初版と見なされる抄本一六冊本。これには編者及び成立年が明記されていない。全三二巻を年度別に分け、単年度のみは全国、複数年度は地域別に分けている。

② 純祖元年（一八〇一）左承旨であった洪義浩が純祖の即位以降に内容の補完をしたと推定されるもの。正祖二四年（一八〇〇）までの判例を収録していることから①の再編成と考えられる。第一巻に編纂の経緯等を記載しており、編者および年代を確認することができる。配列は年代別、抄本一六冊本である。

③ 同じ内容で編修方式が異なり、地域別の配列になっている抄本一八冊本。

④ 編者、成立年は不明であり、内容は純祖九年（一八〇九）以降のもの抄本二冊本。明かに統編であろう。

⑤ 一九六八年法制処が②に句読点を付し、吏読に関する解説を加えた活字本。これは綜合解題中に記載がある。

本書は九巻五冊のみの不完全なもので、どの系統に該当するかは難しい。本の構成は、本文第一冊目は、各冊の目録である。目録は年度毎に地域、人名の順序に配列される。巻頭には責任表示に該当するものはなく、書名として「弘齋全書卷、審理録」、続けて丙申（年）、地域名、犯罪人名に加えて獄の字、二行割で事件の発生時の状況を示す記述があり、次に大字で検死、尋問調査、調書、事件の内容報告、中央政府の調査官による再調査、最終報告書、量刑の建議、王の判決文など、刑事事件の処理要領が簡潔に記載されている。判依允の文字が繰り返される記述は、再審を重ねたと思われる。判断できる材料は少ないが、各巻の構成が最も近い点などから、②の一八〇一年成立の系統の本と推測する。ただし、②にはあるべきはずの編纂の動機・編集規則などを明らかにした叙例部分を欠く。本書の体裁としては、匡郭、版心は薄青、手書き。表紙には緑灰色の麻布を使用。茶の麻糸で五綴。第一冊の表紙には「御製 審理録 金」と直書、以下の各冊には各木、水、火、土とあり。朝鮮製とおぼしき帙に入り、印記は「東葉似鄭東浚士深章」、「松宮藏書」。松宮は本学

事務部長の松宮春一郎氏で、昭和五年の寄贈書である。

(太田澄子)